

議第43号

市道路線の認定、変更及び廃止について

次のとおり、市道路線を認定、変更及び廃止するものとする。

平成28年6月10日提出

檀原市長 森下 豊

認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1665	小綱町12号線	小綱町63番先から	小綱町63番先まで	—
1666	小槻町43号線	小槻町455番先から	小槻町455番先まで	—
2439	醍醐町35号線	醍醐町282番先から	醍醐町282番先まで	—
3725	鳥屋町13号線	鳥屋町289番先から	鳥屋町289番先まで	—
3726	西池尻町39号線	西池尻町313番先から	西池尻町313番先まで	—
3727	東坊城町51号線	東坊城町537番先から	東坊城町537番先まで	—
4451	栄和町5号線	栄和町49番先から	栄和町49番先まで	—
4452	和田町11号線	和田町70番先から	和田町172番先まで	—
4453	石川町27号線	石川町281番先から	和田町236番先まで	—

変更する路線（起点の変更）

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
		変更前 変更後		
1375	今井町10号線	今井町3丁目1番先から	今井町2丁目82番先まで	—
		今井町3丁目5番先から		

廃止する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
0101	中和幹線	中曾司町329番先 から	常盤町259番先 まで	—

理由 道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線の認定、変更及び廃止について、議会の議決を求めるもの

(議第43号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅員 (m)
1665	小綱町12号線	50.25	6.00
1666	小槻町43号線	21.99	6.00
2439	醍醐町35号線	68.72	4.00~6.20
3725	鳥屋町13号線	19.80	6.00
3726	西池尻町39号線	18.85	6.00
3727	東坊城町51号線	109.30	6.00
4451	栄和町5号線	21.74	6.00
4452	和田町11号線	146.07	6.00
4453	石川町27号線	1,270.20	4.20~14.90

変更する路線 (起点の変更)

路線 番号	路 線 名	延 長	変更前 (m)	幅 員	変更前 (m)
			変更後 (m)		変更後 (m)
1375	今井町10号線		838.71		5.08~18.10
			731.72		5.89~18.10

廃止する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅員 (m)
0101	中和幹線	4,661.30	15.00~29.57



